

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の見直しについて

1 見直しの趣旨

「産地偽装防止対策の実効性」を確保するため、罰則を強化し、食品表示の適正化を促進するとともに、県産食品の信頼確保を図る。

2 見直しの概要

県産物表示食品の仕入関係資料等の備え付け義務違反、保存義務違反及び仕入関係資料等への必要事項の不記載並びに虚偽記載について、罰則を強化する。

3 今後の予定

平成29年

9月15日	食の安全安心審議会 報告
9月中旬	パブリックコメント開始
10月中旬	パブリックコメント終了
12月	12月議会上程

県産表示食品の産地偽造防止対策のための罰則の強化について

徳島県産物表示食品について、その表示の根拠となる伝票や帳簿等書類（仕入関係資料等）の備え付け義務違反等に関する罰則を強化することにより、「産地偽装防止対策の実効性」を確保し、表示の適正化と県産食品の信頼確保を図る。

◆罰則強化の方向性（案）

罰則の構成要件	現 行	見直し案
仕入関係資料等の備え付け義務違反	勧告・命令・公表	 罰金化 とともに 額も増額
仕入関係資料等の保存義務違反	勧告・命令・公表	
仕入関係資料等への必要事項の不記載	規定なし	
仕入関係資料等への虚偽の記載	5万円以下の過料	

※過料は、義務違反のうち比較的軽微なもので、行政処分で科されるもの。

罰金は、犯罪に該当する行為に対する刑罰で、裁判所の判決により科されるもの。

◆対象となる事業者及び資料

県産物表示食品を販売する事業者の方は、業者間取引の時は仕入関係書類及び納入関係書類、消費者に販売するときは仕入関係書類の備付け及び保存が義務づけられている。

	仕入関係資料	納入関係資料
資料の例	納品書、仕入台帳、入荷記録簿、その他食品の仕入れに関して作成された書類	出荷記録簿、出庫台帳、納品書の写し、その他食品の納入に関して作成した書類

◆対象となる食品

県産物表示食品

- ① 徳島県産の農林水産物
- ② ①を主な原材料として製造、加工、調理された食品

例)



名 称	うなぎ蒲焼
原材料名	うなぎ(徳島県産)、しょう油、みりん、砂糖...

